



各 位

平成 21 年 7 月 23 日  
株式会社 LDH

### 新たな訴訟の解決に関するお知らせ

株式会社 LDH（本社：港区赤坂、代表取締役社長：石坂弘紀 以下「当社」）が、個人 406 名・法人 4 社の計 410 名の一般投資家（以下「原告ら」）より提起されていた損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」）について、本日付で、当社と原告らのうち 381 名との間で本件訴訟を解決する合意が成立いたしました。この合意により、当社は原告らのうち 381 名に対し、本年 7 月 9 日に東京地方裁判所において言い渡された第一審判決の内容に従った賠償金を支払い、当社が控訴を取り下げることで同判決が確定し、両者間の一切の紛争が解決する運びとなりましたので、下記の通りお知らせいたします。なお残念ながら、今回合意が成立しなかった残り 21 名（他 8 名の請求については第一審判決で全部棄却）の原告らとは、控訴審において係争していく所存です。

#### 記

#### 1. 訴訟の提起から本件訴訟の解決に至るまでの経緯

当社および当社子会社の株式を取得した原告らは、当社の有価証券報告書の虚偽記載等により損害を被ったとして、旧証券取引法第 21 条の 2 および会社法第 350 条等に基づき、当社および旧経営陣らに対して、請求総額 約 44 億 3 千万円の損害賠償およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める本件訴訟を、平成 18 年 4 月 26 日から平成 20 年 1 月 15 日に渡って東京地方裁判所に提起し、同裁判所において係争しておりました。

本件訴訟については、同裁判所より、平成 21 年 7 月 9 日付で、当社および旧経営陣らに対して、総額金 14 億 6617 万 1111 円（1 株当たり損害額 200 円）ならびにこれに対する遅延損害金の支払いを命じる第一審判決の言い渡しがありましたが、当社の方で一旦、控訴を提起しておりました。

その後、当社と原告らとの協議の結果、当社が原告らのうち 381 名に対し、第一審判決の内容に従った賠償金の支払いをすることを条件として、当社が控訴を取り下げて同判決を確定させ、当社と原告らのうち 381 名との本件訴訟を解決することで合意に至りました。

当社としては、第一審判決には不服な点はあるものの、損害額についての当社の主張の多くを採用し、原告らの請求額を大幅に減額した点は満足し得るものであることに加え、このまま訴訟が継続した場合の訴訟費用の負担や訴訟結果の不確実性等を総合的に考慮した結果、現時点においては同判決を受け入れ、早期解決を図ることが最良の選択であると判断いたしました。

## 2. 確定する第一審判決の概要

当社は、原告ら 410 名（うち認容原告 402 名）のうち 381 名（原告全体の約 93%）に対し、金 14 億 361 万 5136 円（認容総額の約 96%）及びこれに対する遅延損害金を支払う。

（\*第一審判決の認容原告ら 402 名への遅延損害金を除く認容総額 金 14 億 6617 万 1111 円）

（\*未解決の本件訴訟の原告数 29 名（うち認容原告 21 名）/残り認容金額 金 6255 万 5975 円）

## 3. 今後について

当社は、これまで、法人・個人の投資家より複数の損害賠償請求訴訟を提起され、これまで係争してまいりましたが、先般の 7 月 8 日に訴訟解決の合意に至った法人 1 社・個人 1 名との訴訟に続き、一般投資家訴訟としては本件が 2 件目の解決となります。今回解決に至った本件訴訟についても、9 割を越える原告らとの間で、訴訟解決の合意が成立したことで、残りの複数の投資家訴訟に関しても早期解決の可能性が高まることを、当社では期待しています。

これら係争中の訴訟については、今後とも法廷の場において当社の主張を訴えてまいりますが、今後も適宜、合理的な内容での和解による解決を模索していく所存です。

以上

— 本件に関するお問合せ先 —  
株式会社 LDH  
広報・IR グループ  
電話: 03-5155-1011 (直通)